令和6年度 葛飾区特定教育・保育施設(幼稚園型認定こども園及び新制度幼稚園)及び特定子ども・子育て支援施設(旧制度幼稚園)に対する指導検査実施方針

6 葛子施第197号 令和6年5月17日 子育て支援部長決裁

1 指導検査の基本方針

本区では、子育て支援を最重要施策の一つとして取り組んでおり、国の幼児教育・保育の無償化を契機に区独自の上乗せ支援として、幼稚園や認定こども園に通う児童への食材料費の補助や、子ども・子育て支援新制度に移行していない旧制度幼稚園の保育料補助額の引き上げなどを行ってきた。

また、働きながら幼児教育を受けさせたいといったニーズの増加を受け、通常の教育時間の前後や三季休業中の預かり保育に対して区独自の補助も行ってきた。

さらに、令和5年10月には保育施設における保育料の第二子無償化に合わせ、幼稚園等における預かり保育料についても補助対象の拡大を行った。そのほか、各園の特色ある幼児教育の取組に対する支援も進めている。

以上のことから、教育・保育を取り巻く環境が変化しており、幼稚園が果た す役割は大きくなってきている。

このことから、多様化するニーズに対応し、安定した園運営をはじめ、子どもの安全管理や適切な教育の提供は重要であり、それらの質の確保と更なる向上を進めるためには、これまで以上に指導検査は重要な役割を担っている。

以上のことを踏まえ、葛飾区特定教育・保育施設(幼稚園型認定こども園及び新制度幼稚園)及び特定子ども・子育て支援施設(旧制度幼稚園)に係る指導検査では、次項に掲げる重点項目を中心に、学校教育法をはじめ、子ども・子育て支援法等関係法令や指導検査基準に基づき、施設の運営状況や教育・保育の提供が適正に行われているか等を確認し、安定した運営に結びつくよう助言及び指導を行う。なお、会計については、外部監査を受けていない施設及び外部監査を受けて軽微とは認められない指摘を受けた施設において実施する。

また、関係法令等に違反する事項は、速やかな改善及び期限内の改善報告を 求めいていく。さらに、指導事項が多い施設は、改善報告後に訪問し、改善さ れた状態が継続していることを確認する。

2 指導検査の重点事項

(1) 運営関係

ア 職員の状況

- (ア) 職員配置は適正に行われているか。
- (イ) 職員に関する帳簿を適切に整備しているか。

- (ウ) 労働環境や労働条件が適切か。
- (エ)教育職員又は保育士の任命又は雇用の際にデータベースを活用し、 適切な任命又は雇用の判断をしているか。

イ 安全対策の状況

- (ア) 学校安全計画に基づき、施設及び設備の安全点検を実施しているか。
- (イ)送迎用バスに見落とし防止装置を設置しているか。また、安全装置 を用いて降車の際の所在確認を行っているか。
- (ウ)消防計画及び避難確保計画を策定し、消防署、区に提出しているか。 また、避難訓練、消火訓練等を適切に実施しているか。

(2)教育関係

ア 教育の状況

- (ア)全体的な計画を作成するとともに、指導計画に基づいて教育・保育 を提供しているか。
- (イ)教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成 しているか。
- (ウ) 職員が子どもの心身に有害な影響を与える行為を行っていないか。

イ 食事の状況

- (ア) 幼児の食生活の実情に配慮した食事を提供しているか。
- (イ) 調理従事者の検便を適切に行っているか。

ウ 健康・安全の状況

- (ア) 園児の健康診断を適正に行っているか。
- (イ) 危険等発生時対処要領を作成しているか。
- (ウ) 事故が発生した場合に適切に対応しているか。また、事故が発生した場合に区に速やかに報告しているか。

(3)会計関係

ア 利用者負担額の徴収

- (ア) 利用者負担額等の支払を受けた場合、その費用に対し、領収書を交付しているか。
- (イ) 計算書類等が適切に作成され、施設の運営に要する費用が適正に 使われているか。

イ 会計経理

(ア) 学校法人は、学校会計基準により、学校法人以外は自らが所属する 法人の会計原則に従って、会計処理及び計算書類の作成を適切に行っ ているか。

3 関係部署との連携

- (1)指導検査の結果、違反や疑義等が認められた場合は、運営及び認可所管 部署と連携し、必要な措置を行う。
- (2) 通報・苦情・相談等、重大な違反等が疑われ、運営及び認可所管部署よ

り指導検査等の依頼があった場合は、機動的に対応する。

4 指導検査対象施設

(1)特定教育・保育施設(幼稚園型認定こども園) 2施設(2)特定教育・保育施設(新制度幼稚園) 10施設(3)特定子ども・子育て支援施設(旧制度幼稚園) 12施設